

○11月28日付け公布の輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令及び輸出貿易管理令の運用についての正誤について

(正誤案) ※現在、修正手続きを実施中。

- ・貨物等省令第8条第9号(二十) 1ニロ中 誤：本号イ(十四) 正：本号イ(二十)
- ・貨物等省令第14条第6号イ(五) 中 誤：マイナ 正：マイナス

- ・運用通達 解釈を要する語
 - 4の項 現行欄及び改正後欄 体裁を修正
 - 7の項 現行欄及び改正後欄 信号処理 誤：伝達 正：伝送
 - 9の項 現行欄 これと同等の非対称アルゴリズム (一)～(三)を追記
 - 9の項 改正後欄 誤：有限体上の乗512ビットを超える離散対数の計算
正：有限体上の乗法群における512ビットを超える離散対数の計算
 - 9の項 改正後欄 誤：第八条第九号するもの以外の群における112ビットを超える離散対数の計算
正：第八条第九号イ(三)中の(二)に規定するもの以外の群における112ビットを超える離散対数の計算
 - 9の項 改正後欄 誤：貨物等省令第八条第九号イ(十二)、(十三)2三、(十四)中の操作、管理又は保守
正：貨物等省令第八条第九号イ(十八)、(十九)2三、(二十)中の操作、管理又は保守
 - 10の項 現行欄及び改正後欄 貨物等省令第9条第十三号の二中の宇宙用に設計した固体の光検出器
地表から100キロメートルを超える高度で動作するように設計した固体の光検出器
をいう。 → 削る
 - 11の項 改正後欄 衛星航法システム 誤：ちいき 正：地域